

総合評価方式業務委託 運用の手引き

技術管理課

目次

1	背景	1
2	目的	1
3	入札方式の選定	1
	1) 選定フロー	1
	2) 総合評価方式の区別	2
	3) 契約方式選定のイメージ(例示)	2
	4) 総合評価方式の具体的対象業務(例示)	3
	5) 執行機関	3
	6) 試行業務の選定	3
4	実施の手順	4
5	落札者の選定基準	5
6	評価項目	6
	1) 技術提案書	
	2) 若手又は女性技術者育成支援	8
	3) 配置技術者の出産・育児等による休業期間の取扱い	8
7	学識経験者からの意見聴取	8
8	入札情報等の公表	9
9	評価内容の担保	9
10	競争参加資格委員会及び技術審査会	9
	運用の手引(具体的な事務処理)	10
	1 試行業務の選定	10
	2 競争参加資格等	10
	1) 営業所所在地	10
	2) 業務実績	10
	3) 配置技術者	10
	4) その他	10
	3 評価項目及び評価内容(尺度)	11
	1) 評価のパターン	11
	2) 企業の評価	11
	3) 管理技術者の評価	13
	4) 担当技術者の評価	14
	4 評価方法	15
	1) 一般	15
	2) 実施方針等の評価	15
	3) 特定テーマの評価	16
	5 その他	16
	1) 既存資料の情報提供	16

1. 背景

○平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）では、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすとされている。また平成17年8月26日に閣議決定された「品確法の基本方針」では、価格と品質（技術的能力）が総合的に優れた内容の契約がなされるよう求められている。

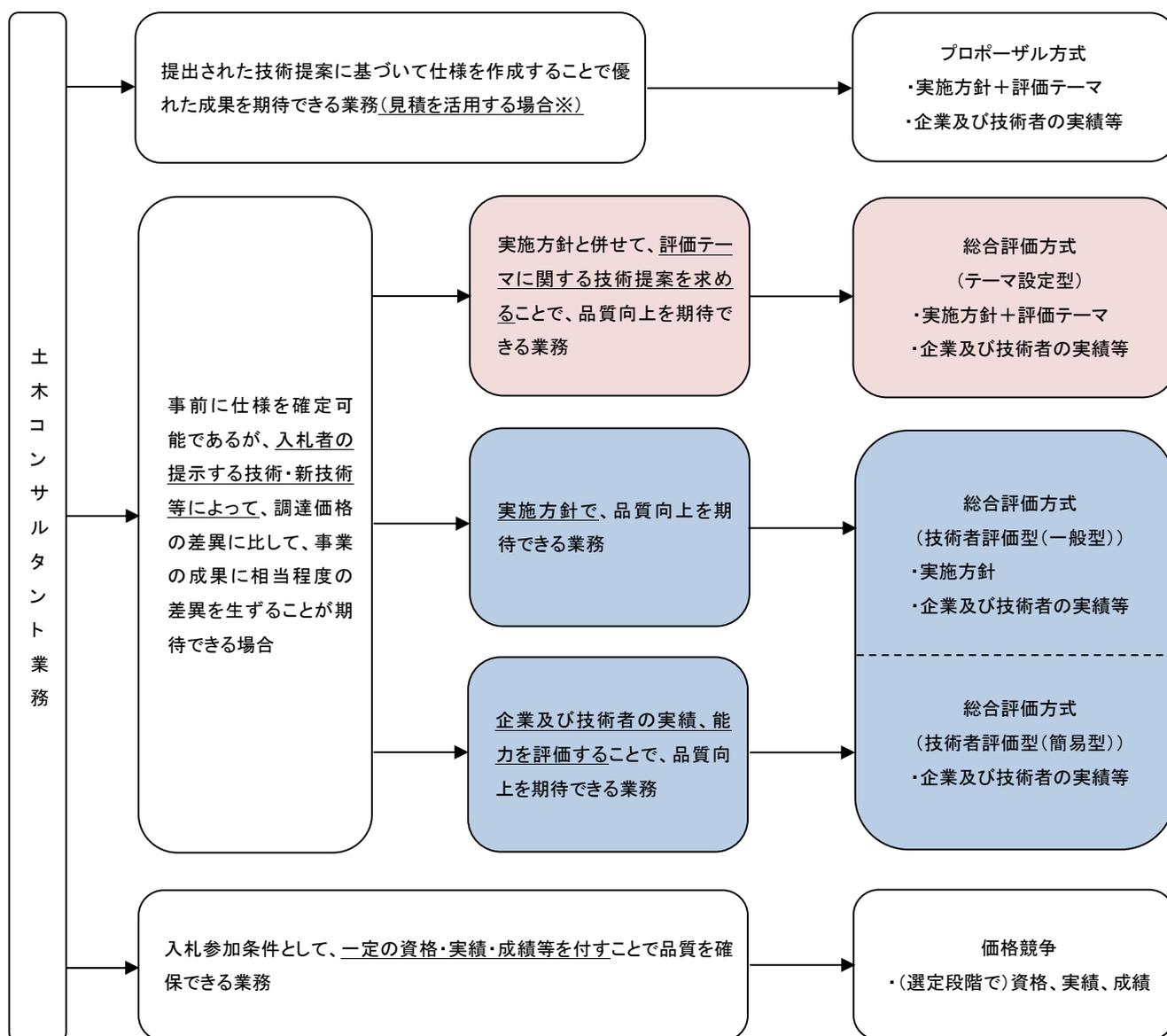
○総合評価方式を導入することにより、価格に加え技術の評価がなされることになり、より高い技術を持つ者が有利になることで品質向上を期待できる。

2. 手引きの目的

○この運用の手引きは、業務委託における総合評価方式を試行するにあたり、基本的事項の例示として解説したものであり、本試行を効率的かつ円滑に実施することを目的としている。

3. 入札方式の選定

1) 選定フロー

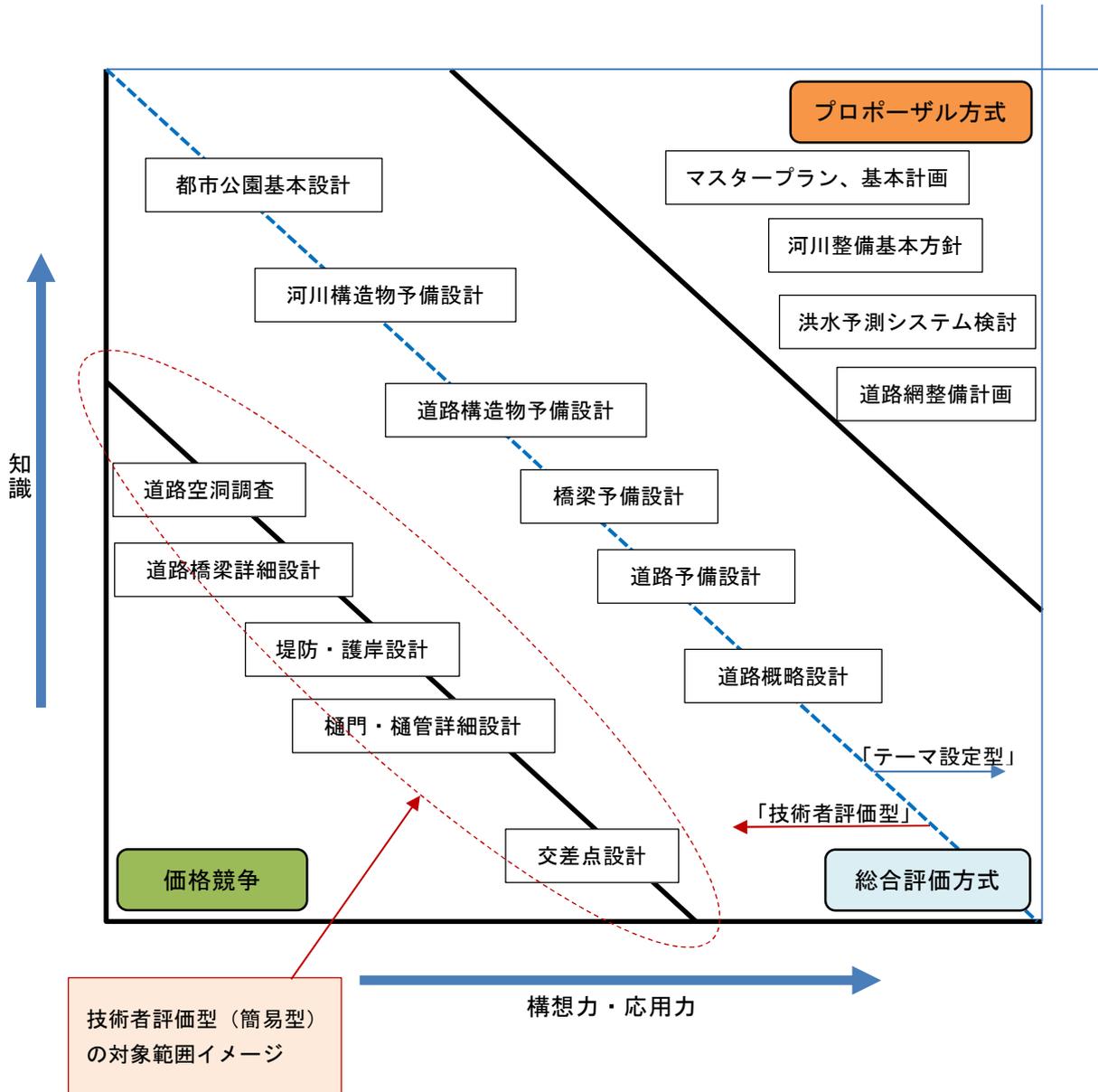


※予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度でないもの又は専門的な技術が要求される業務ではないもの等については、総合評価方式又は価格競争を選択できる。

2) 総合評価方式の区別

テーマ設定型	評価テーマに関する技術提案の内容と、企業や技術者の能力を総合的に評価する方式。
技術者評価型（一般型）	企業や技術者の能力に重点を置いて評価する方式。
技術者評価型（簡易型）	一般型から実施方針を除き、企業や技術者の実績等で評価する方式。

3) 契約方式選定のイメージ（例示）



4) 総合評価方式の具体的対象業務（例示）

	将来的に対象としたい業務	当面試行対象とする業務
「テーマ設定型」	河川構造物予備設計 道路構造物予備設計 橋梁予備設計 等	道路予備設計 橋梁予備設計 等
「技術者評価型（一般型）」 「技術者評価型（簡易型）」	道路橋梁詳細設計 堤防・護岸設計 樋門・樋管詳細設計 交差点設計 道路空洞調査 等	技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される構造物 詳細設計 道路空洞調査 等

5) 執行機関

○「島根県事務決裁規則」「島根県建設コンサルタント業務等入札参加者選定要領」「契約に関する行為を部局の長に委任する規則」に基づき実施する。

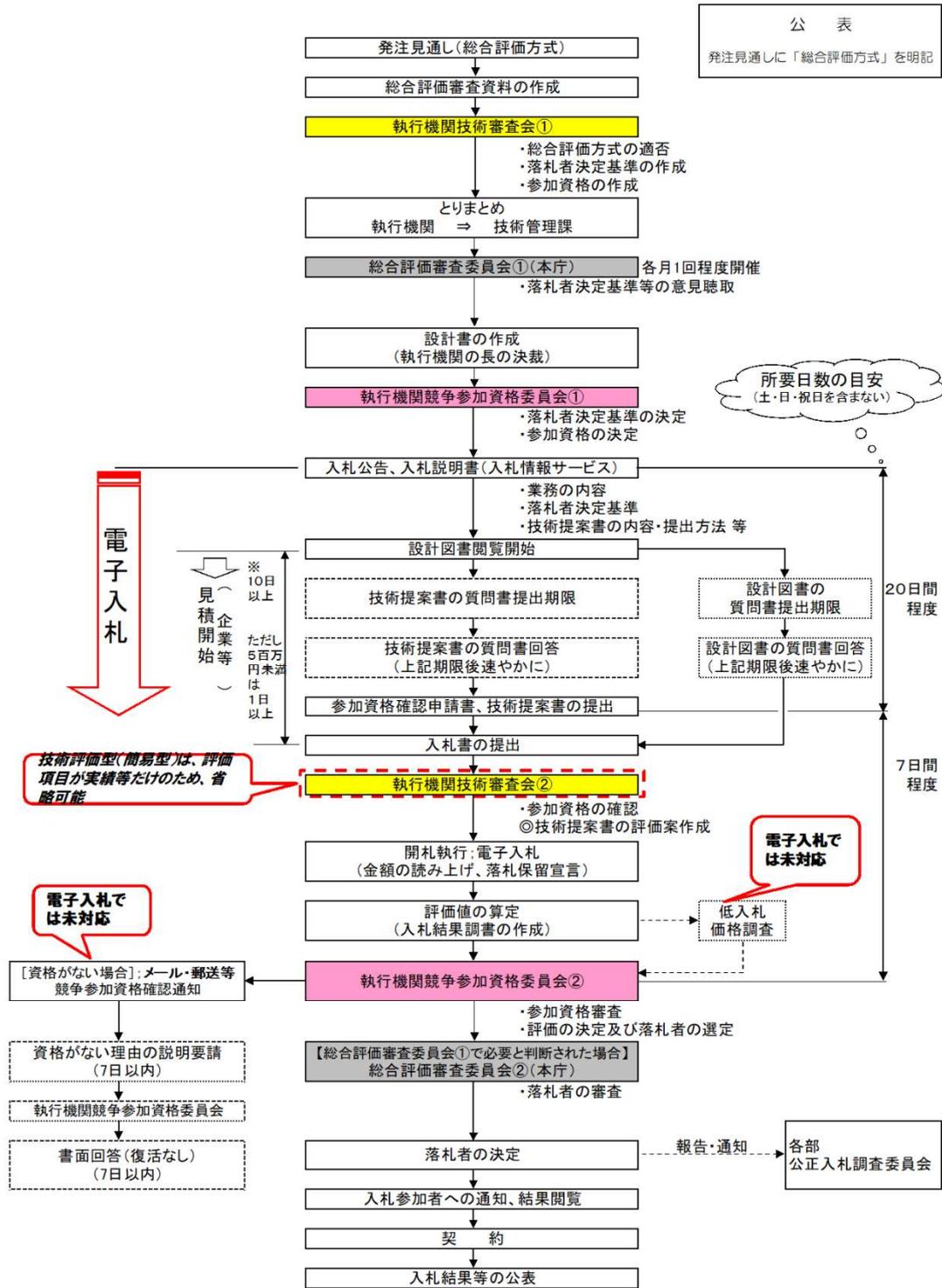
予定価格	起工決裁	委員会	入札	落札者決定	契約
4,000 万円未満	地方機関長	地方機関	地方機関	地方機関長	地方機関
4,000 万円以上 7,000 万円未満	各部長	各部	各部	各部長	地方機関
7,000 万円以上	知事	各部	各部	知事	各部

6) 試行業務の選定

- ・上記対象業務の例示に基づき、1 契約の委託料が概ね 1 千万円以上（測量費、調査費は除く）の業務を基本とするが、予備設計については 1 千万円に満たない業務が多いため、1 千万円にこだわることなく積極的に試行する。
- ・各事務所、3 箇所程度の試行箇所を選定する。

4. 実施の手順

【総合評価の流れ】



5. 落札者の決定基準

1) 評価の方法

次の式により算出する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

- 価格評価点 = 価格点の配分点 × $\left[1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right]$
- 技術評価点 = 技術点の配分点 × $\frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$
- 技術点の配分点は60点とする。
- 価格点の配分点：技術点の配分点 = 1：1 ～ 1：3 で設定する。（当面1：1で運用する）
60点：60点～20点：60点

2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、評価値の最も高い者について入札参加資格要件を審査し、本件業務の要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときはクジによる。

ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、評価値の最も高い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

3) 評価例

予定価格(税抜)20,000,000円 技術評価の配分合計100点の場合

番号	入札者	入札価格 (円)	価格評価点			技術評価点			評価値	順位
			落札率	価格評価点	順位	技術得点	技術評価点	順位		
1	A社	19,000,000	95.0%	3	10	100	60.0	1	63.0	1 落札
2	B社	18,000,000	90.0%	6	9	94	56.4	2	62.4	2
3	C社	17,000,000	85.0%	9	8	88	52.8	3	61.8	3
4	D社	16,000,000	80.0%	12	7	82	49.2	4	61.2	4
5	E社	15,000,000	75.0%	15	6	76	45.6	5	60.6	5
6	F社	14,000,000	70.0%	18	5	70	42.0	6	60.0	6
7	G社	13,000,000	65.0%	21	4	64	38.4	7	59.4	7
8	H社	12,000,000	60.0%	24	3	58	34.8	8	58.8	8
9	I社	11,000,000	55.0%	27	2	52	31.2	9	58.2	9
10	J社	10,000,000	50.0%	30	1	46	27.6	10	57.6	10

6. 評価項目

1) 技術提案書

必須：◎ 選択：○ 設定しない：×

区分	評価の着目点		備考	テーマ設定型	技術者評価型(一般型)	技術者評価型(簡易型)	配点例		
特定テーマに対する技術提案	全体		特定テーマ間の整合性	<ul style="list-style-type: none"> 項目ごとに、評価の尺度を示し、評価の基準を明確にしておく 	○	×	×	5	
	特定テーマ	的確性	与条件との整合		◎	×	×	10	
			キーワードの網羅		◎	×	×	10	
		実現性	説得力		◎	×	×	10	
			提案内容の裏付け		◎	×	×	10	
実施方針 実施フロー	業務の理解度	目的、条件、内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> 項目ごとに、評価の尺度を示し、評価の基準を明確にしておく 	◎	◎	×	10		
工程表 その他	実施手順	実施手順の妥当性		◎	◎	×	10		
		業務量把握の妥当性		◎	◎	×	10		
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の提案		◎	◎	×	10		
企業の経験及び能力	専門技術力	成果の確実性	同種業務の実績件数	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年間 国、都道府県（政令指定都市、公社を含む）、高速道路株式会社※の業務が対象 	◎	◎	◎	5	
			業務委託成績評定		<ul style="list-style-type: none"> 過去2年間 対象は設計業務（評定区分が設計業務のもの全て） 島根県（総務部、農林水産部、土木部）発注業務を対象 競争参加資格に県外企業を含める場合は国（中国地方整備局等）の業務委託成績評定点も対象とする場合がある。 	◎	◎	◎	5
			優良業務表彰			<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間 中国地整（表彰区分が「優良業務履行団体」の局長、部長及び事務所長表彰に限る）、島根県（知事表彰）が対象 対象は、国：土木又は港湾空港（設計を実施したものに限り）部門、県：土木設計業務又は農林水産設計業務部門 	◎	◎	◎
	管理技術力	迅速性	県内の常駐技術者数	<ul style="list-style-type: none"> 県内（近傍含む）に常駐する建設コンサル関係技術者数 競争参加資格に県外を含める場合は評価項目としない 	○		○	○	5
			(大災害時の対応業務実績)						
情報収集力	地域精通度	当該地域周辺での業務実績の件数	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年間 管内又は県内での設計業務の実績 	◎	◎	◎	5		

管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	・技術士、認定技術管理者、RCCM、国土交通省登録技術者資格	◎	◎	◎	5
	専門技術力	業務執行技術力	同種業務の実績件数	・過去5年間 ・国、都道府県（政令指定都市、公社を含む）、高速道路株式会社※の業務が対象 ・管理技術者、担当技術者（同種業務を担当）としての実績	◎	◎	◎	5
			業務委託成績評定	・過去2年間 ・対象は設計業務（評定区分が設計業務のもの全て） ・島根県（総務部、農林水産部、土木部）発注業務を対象 ・競争参加資格に県外企業を含める場合は国（中国地方整備局等）の業務委託成績評定点も対象とする場合がある。	◎	◎	◎	5
			優秀建設技術者表彰（業務）	・過去5年間 ・中国地整（表彰区分が「優秀建設技術者（業務）」の局長、部長及び事務所長表彰に限る）、島根県（課長又は事務所長表彰）が対象 ・対象は、国：土木又は港湾空港（設計を実施したものに限り）部門、県：土木設計業務又は農林水産設計業務部門	◎	◎	◎	5
	専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	・管理技術者又は担当技術者となっている1契約の契約金額が税込みで500万円以上のテクリスに登録されている業務の合計 ・4億円以上又は10件以上は参加資格なし	◎	◎	◎	5
情報収集力	地域精通度	当該地域周辺での業務実績の件数	・過去5年間 ・管内又は県内での設計業務の実績	◎	◎	◎	5	
担当技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	・技術士、認定技術管理者、RCCM、国土交通省登録技術者資格、その他 ・難易度が高度な業務の場合に評価	○	○	○	5
	専門技術力	業務執行技術力	同種業務の実績件数	・過去5年間 ・国、都道府県（政令指定都市、公社を含む）、高速道路株式会社※の業務が対象 ・管理技術者、担当技術者（同種業務を担当）としての実績とする ・難易度が高度な業務の場合に評価	○	○	○	5
	担い手確保	担い手確保・育成	35歳以下の技術者の配置	・入札公告日前日時点で満35歳以下の技術者を配置する場合に評価する	◎	◎	◎	3
合 計				テーマ設定型	1テーマの場合		133~153	
					2テーマの場合		178~198	
				技術者評価型	（一般型）		88~108	
					（簡易型）		48~68	

※高速道路株式会社：東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱

2) 若手又は女性技術者育成支援

○入札公告日前日時点で、若手（満45歳以下）又は女性技術者を管理技術者に配置する際は、管理補助技術者を追加配置できるものとし、管理補助技術者を配置する場合の資格要件・評価は次のとおりとする。なお、管理補助技術者は担当技術者として配置するものとする。

- 管理補助技術者に対する資格要件
管理技術者と同じ（管理技術者・管理補助技術者ともに必要）。
- 技術提案書の評価
管理技術者に替え、管理補助技術者の評価値を採用する。また、管理補助技術者は、担当技術者としての評価の対象としない。

3) 配置技術者の出産・育児等による休業期間の取扱い

○配置技術者（管理、管理補助、担当）が、業務実績等の評価期間に「産休育休等」を取得していた場合は、当該取得期間に相当する期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

- 「産休育休等」とは、次のとおりとする。
 - 産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）
 - 育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）
 - 介護休業（同条第2号に規定する休業）

7. 学識経験者からの意見聴取

1) 意見聴取のタイミング

• 地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、次の事項について、あらかじめ学識経験を有する者2名以上の意見を聴くこととなっている。

①落札者決定基準を定めようとするとき

②落札者を決定しようとするとき（①で「改めて意見を聴く必要がある」との意見が付された場合）

2) 総合評価審査委員会

- 設置については、島根県総合評価審査委員会設置要領に定めるとおり。
- 審査委員会は学識経験者3名以上で構成する。
- 審査委員会は学識経験者2名の出席で成立する。（3名以上の委員を任命しておき、うち2名に出席を要請することも可能。）
- 学識経験者の氏名は非公表とし、会議も非公開とする。

3) 意見聴取の方法

①落札者決定基準を定めようとするとき

会議の開催を原則とする。

②落札者を決定しようとするとき

会議形式または電話、メール、郵便、訪問等により承認を得る。なお、承認を得た全ての事案について、直後の総合評価審査委員会で報告する。

8. 入札情報等の公表

1) 入札公告、業務説明書及び設計図書

- 入札公告、業務説明書及び設計図書は入札情報サービス（P P I）に掲載する。

2) 質問等への回答

- 設計図書あるいは技術提案書に対する質問への回答は、入札公告に示した方法で回答する（氏名は非公表）。ただし、競争参加資格がないと認められた者からの説明要求に対する回答は当該者のみに行う。

3) 入札結果

- 参加業者名及び項目ごとの評価点数、技術評価点、入札価格、価格評価点、評価値とともに予定価格、調査基準価格を入札情報サービス（P P I）に掲載する。
- ただし、知的財産である技術提案の内容が分かるものについては公表しない。
- なお、競争参加者からの照会に対しては、当該者の評価内容に限り説明することができる。
- 総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

9. 評価内容の担保

- 1) 契約の相手方が提案した業務の内容を確実に履行させるため、「受注者の責めに帰すべき事由により技術提案の内容が実施されなかった場合には、業務成績評定を減点する」旨記載した特約条項を、土木設計業務等委託契約書に添付する。

10. 競争参加資格委員会及び技術審査会

- 1) 構成等は島根県建設コンサルタント業務等の総合評価方式試行要領による。
- 2) 競争参加資格委員会は競争参加資格、落札者決定基準等、総合評価に必要な事項や技術評価点を決定する。
- 3) 技術審査会は競争参加資格委員会で決定する事項に必要な調査及び事前審査を行う。
- 4) 審査に当たっては業者名を伏せて客観性や透明性が確保できるようにする。